

令和5年度 国民健康保険特別会計の決算状況

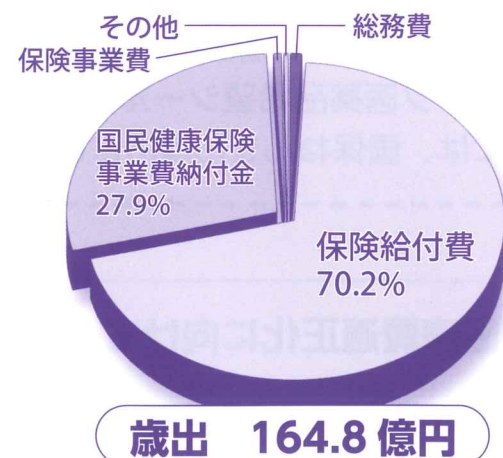
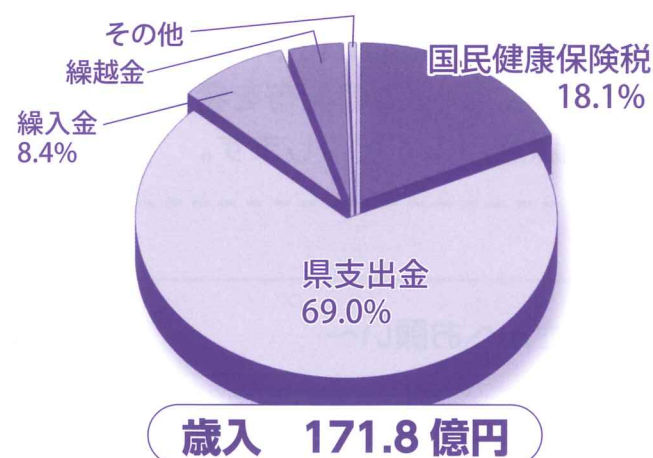
令和6年9月議会において認定されましたので、その状況についてお知らせします。

国民健康保険事業の決算

令和5年度の歳入総額は171億8,008万円、歳出総額は164億8,411万円、歳入と歳出の差し引きの収支は6億9,597万円の黒字決算でしたが、繰越金を除く単年度収支は平成30年度以来の赤字になりました。この主な要因は被保険者数の減少により税収が減ったためと考えられます。

今後も引き続き「適正課税による税収確保」や「歳出抑制のための医療費適正化」に取り組み、健全な財政の維持、運営に努めてまいります。

(単位：億円)			
歳入	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険税	33.7	33.1	31.1
国支出金	0.1	0	0
県支出金	117.9	117.0	118.5
繰入金	14.7	14.3	14.4
繰越金	3.2	6.9	7.2
その他	0.7	0.8	0.6
歳入合計	170.3	172.1	171.8
歳出	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総務費	1.9	1.8	1.8
保険給付費	115.6	114.1	115.6
国民健康保険事業費納付金	44.4	44.0	46.0
保健事業費	1.3	1.3	1.3
基金積立金	0	3.5	0
繰上充用金	0	0	0
その他	0.2	0.2	0.1
歳出合計	163.4	164.9	164.8
歳入－歳出（収支）	6.9	7.2	7.0



決算状況のグラフのとおり、歳入では自主財源である国民健康保険税の割合が18.1%に対し、保険給付費（医療費などに対する給付）は歳出の70.2%を占めています。

市では、さまざまな医療費適正化事業に取り組んでいますが、市民の皆さんが「健康づくり」にご理解・ご協力いただくことが医療費の増加を抑えることにつながります。

今後ともご協力をお願いします。

正しく施術を受けましょう！ 整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が使える場合と使えない場合があります。

●健康保険等が使えるもの （ケガや原因のある痛み）

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（肉ばなれを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ることが必要です）

●骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

- 日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき
- 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき



◆健康保険等が使えないもの （病気や原因不明の痛み）

- ◆単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ◆病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されている場合
- ◆労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷



負傷原因は正確に伝えましょう

健康保険等は治療を目的としたものであるため、健康保険等の対象とならない場合があります。負傷の原因は正確に伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は保険者に連絡してください。

施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう

療養費支給申請書の内容をよく確認のうえ記入しましょう

受領委任の場合は柔道整復師が患者さんに代わって保険請求を行うため、施術を受けたときは、傷病名、日数、金額等をよく確認し、療養費支給申請書の受取代理人の欄に、原則、患者さん自ら記入してください。

領収証を受け取りましょう

施術所は、領収証の発行が義務付けられています。必ず受け取り大切に保管してください。高額療養費や医療費控除申請に使えます。また、保険者から定期的に届く医療費通知に誤りがないか確認してください。（一部負担金は10円未満を四捨五入して徴収しますので、誤差が生じる場合があります）

国民健康保険被保険者の皆様へ 保険証の仕組みが変更されます！

～『マイナ保険証』の原則化と『資格確認書』の導入について～

令和6年12月2日以降、現行の保険証は新たに発行されなくなり、保険医療機関の受診は原則マイナ保険証を使用することになります。

なお、保険証の仕組みが変更されても、被保険者の皆様は、これまでと同じように次のとおり安心して保険医療機関を受診できます。

● 現行の保険証は有効期限まで使用できます！

現在お持ちの保険証は、他の保険への異動などがなければ、保険証に記載されている有効期限まで使用できますので、12月2日以降も、マイナ保険証を持っていない方は、その保険証で保険医療機関を受診することができます。(マイナ保険証をお持ちの方も、有効期限までは現行の保険証を使用して保険医療機関を受診することができます。)

● マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」が交付されます！

マイナ保険証を持っていない方には、現在お持ちの保険証の有効期限が到来する前に、今までの保険証と同様に無償で申請の必要なく「資格確認書」が交付されますので、その資格確認書を使用して今までと同じように保険医療機関を受診することができます。

● マイナ保険証の登録について

マイナ保険証には、「データに基づくより良い医療が受けられること」、「手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されること」などのメリットがあります。

マイナンバーカードを持っている方であれば、次の3つの方法で簡単にマイナンバーカードを保険証として登録できます。

- ◎セブン銀行ATMから申請（セブンイレブン店舗）
- ◎マイナポータルから申請（スマホ・PC等）
- ◎顔認証付きカードリーダーから申請（医療機関等）



医療費通知の内容を確認しましょう

国保加入世帯には、年4回（5月、8月、11月、2月）、3ヵ月分の治療等にかかった医療費をお知らせする「医療費通知」をお送りしています。（世帯主に世帯全員分をお知らせしています）

医療費通知は自分が受けた医療費がいくらになるのかを知っていただき、医療費への関心と健康管理に対する理解を深めていただくためのお知らせです。

医療費通知は医療費控除の添付書類として使用できますが、11・12月診療分の医療費通知は、翌年5月上旬に発送するため、確定申告に間に合いません。領収証は、捨てずに保管しておいてください。

★ オンラインで医療費控除が簡単に！

確定申告の際、医療費控除の手続きでマイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

* 医療給付係（7-③番窓口） ☎ 33-4113

ジェネリック医薬品希望シールについて

マイナ保険証の原則化に伴い、これまで保険証の更新時に送付していた「ジェネリック医薬品希望シール」の送付は行いません。シールの配布を希望される方には、国保ねんきん課および各支所地域振興課窓口にて配布します。

* 医療費適正化に向けて ～被保険者の皆さんへお願い～

- 病気の早期発見・早期治療のため、特定健診等を毎年必ず受診しましょう。
- 医師や薬剤師と相談しながら、ジェネリック医薬品で薬代の負担を軽くしましょう。
- 飲み切れなかったお薬（残薬）などがある場合は、医療機関や調剤薬局にご相談ください。別々の病院で同じ薬を貰ったりすると、逆に薬の副作用などで体に悪影響を及ぼす事があります。

